

「川の京都」をテーマにした府市周遊観光促進スタンプラリー業務委託 仕様書

1 委託業務名

「川の京都」をテーマにした府市周遊観光促進スタンプラリー業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、協議のうえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

5 委託業務の目的

京都府・京都市では、府市の各地域の魅力を高め、地域の活性化や観光地の分散化につなげるとともに、府市の多様なエリアの周遊観光を一体的に推進する「まるっと京都」の取組を促進している。川をテーマに府内各地への周遊を促す「川の京都」の取組として、令和8年3月に、京都府市の6船社が御船印（※）に加入。現在は8船社が御船印に加入している。

この8船社のネットワークを最大限に活かし、御船印という共通のテーマを設定することで、これまで点在していた観光資源を「線」で結び、府市一体となった広域的な周遊観光モデルを構築し、特定の観光エリアに集中する観光客を、京都府内全域へ分散・誘導し、混雑緩和と地域経済の活性化を同時に図ることを目的とする。

本業務は、単なるスタンプラリーの運営にとどまらず、船社や地域の魅力発信、参加者からのアンケート分析、および次年度以降の「川の京都」事業を発展させられるような報告書の提出を求める。

（※）令和8年3月18日付け報道発表

[京都市：今こそ船旅へでかけよう！府内6船社（7事業）が新たに「御船印」に参加](#)

6 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。

業務の遂行に当たっては、本市職員との十分な協議のうえを進めること。

なお、当該業務は個人情報を取扱うため、その事項については別紙1の共通仕様書を遵守すること。

(1) スタンプラリーの企画・運営

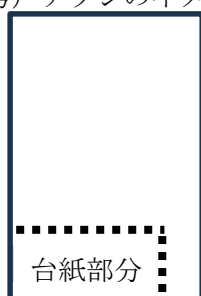
ア 対象エリア・周遊先（府内御船印加入船社）

エリア	船社名	運航時期
京都市域	びわ湖疏水船	3月下旬～6月中旬、 10月上旬～12月上旬
京都市域	岡崎さくら回廊十石舟めぐり	3月下旬～4月中旬
京都市域	伏見十石舟	3月下旬～12月上旬
京都府域（宇治市）	宇治川観光通船	3月下旬～6月中旬、 10月上旬～12月上旬
京都府域（亀岡市）	保津川遊船	運休日を除く毎日
京都府域（宮津市）	天橋立観光船	運休日を除く毎日
京都府域（舞鶴市）	舞鶴湾めぐり遊覧船	3月中旬～12月下旬
京都府域（舞鶴市）	新日本海フェリー	運休日を除く毎日

イ 企画概要

- 実施時期については、令和8年8月中に開始し、12月上旬頃に終了すること。
- ターゲットについては、御船印のファン層や関西圏・北海道（特に小樽（新日本海フェリー航路が舞鶴～小樽））の船に関心のある層を中心に京都の周遊観光に興味がある方とすること。
- スタンプラリーの手法については、紙で実施することとし、スタンプ台紙、スタンプ本体、景品等のデザイン・作成・準備一式を行うこと。なお、スタンプについては、予備を1つずつ作成すること。
- スタンプの設置場所については、「ア 対象エリア・周遊先（府内御船印加入船社）」記載の船社及び本市職員と調整のうえ、設定すること。
- スタンプの押印について、乗船や御船印の購入等の条件は原則設けず（設ける場合は本市職員と協議のうえ設定すること）、既存の御船印コレクターにも配慮した参加のハードルとすること。ただし、各船社の御船印の購入や、乗船を勧奨すること。
- スタンプの台紙については、A4サイズのチラシと一体とすることとし、チラシから台紙部分は切り離せるようにすること。台紙部分のサイズは、御船印と同じようなサイズ（縦150mm×横100mm）とし、8つのスタンプを押すと、特別感や達成感を感じられるようなデザインにすること。
- チラシについては、両面刷りのA4サイズとし、スタンプラリー関連情報のほか、周遊先の地図、船社（特に予め予定している休業日の記載）や御船印の情報、付近の観光スポット、景品交換の情報、アンケート用の2次元コード等を掲載するとともに、参加者の収集意欲を高める設計とすること。本市職員と協議のうえで作成することとし、部数は1万枚以上作成すること。

（参考）チラシのイメージ図



- 景品については、ターゲットに設定している層が好むようなものとし、数は400個以上用意すること。デザインについては本市職員と協議のうえ、決定することとし、景品表示法を順守すること。景品交換は、全スタンプを集めた方にお渡しすることとし、各スタンプ設置場所で交換できるよう調整をすること。
- アンケートについては、WEBでの実施すること。景品交換時にアンケートを回答してもらえるよう勧奨すること。内容については本市職員と協議のうえで決定すること。
- 単なる訪問に留まらず、地域の飲食店での飲食や買い物、公共交通機関の利用などを勧奨し、地域内消費の拡大と滞在時間の延長を図る設計とすること。

ウ プロモーションの実施

- ラリー期間が比較的に長いため、受託後速やかに計画的な広報計画を本市職員と協議のうえ作成すること。
- チラシのほか、ポスターを作成すること。ポスターについては、本市職員と協議のうえで作成することとし、部数はB2サイズで50枚以上作成すること。
- その他のPRについて、メールマガジン、HP、新聞、SNS、インフルエンサー等の中で、ターゲット層にリーチできるような手段を提案すること。
- 作成した広報物は、データを本市職員に提供するとともに、受託者からスタンプラリースポット等、約10箇所に配送すること。
- プロモーションの作成物に、「まるっと京都」や「とっておきの京都」のロゴマーク等の関連するロゴマークを掲載すること。
- プロモーションに当たっては、大学のゼミと連携したプロモーションを予定しているので、受託後の打ち合わせに同席し、学生の意見・観点を踏まえた内容になるよう努めること。
- 本事業及び各成果物において使用する「御船印」「船印帳」は登録商標であるため、受託者はその取扱いに十分留意し、事前に権利者の使用許諾条件やデザインのレギュレーションを確認・遵守すること。
- 本事業を通じて、著作権等の知的財産権や使用料が発生する可能性がある場合、その取扱いを企画書に明記すること。
- 受託者は本市職員に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。
- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。

(2) 運営体制について

- 実施に向けて各船社との調整を実施するとともに、実施期間中においては、一般参加者やスポット施設等からの問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。
- スポットの選定およびスタンプの設置に当たっては、事前に現地確認及び設置先との調整等を行い、参加者や他の通行人等の移動ルートや設置場所に危険がないか、路上駐車等の混雑が発生しないか等について確認し、参加者の安全確保を徹底すること。
- 景品交換場所での在庫管理等を含めた引換対応や簡単なマニュアル作成をすること。

(3) K P I ・効果検証について

- K P I の設定について、京都市中心部から京都市の周辺部、京都府域に人流を動かしたいという本企画の趣旨を捉えた数値とし、積極的かつ達成に向けてできる限りの努力を要する目標となるよう、本市職員と協議のうえ設定すること。
- 回収したアンケートの集計結果や、各種プロモーションの実施結果（リーチ数、エンゲージメント数）等を基に、今後の周遊観光の促進に繋がるような分析及び提言を最終的に提出する実施報告書に盛り込むこと。

7 その他追加提案

- 委託業務のほか、より効果的に本スタンプラリーの効果を向上させるものの追加提案を可とする。

8 報告

- スタンプラリーの状況については、「(様式6) 実施状況報告書」を、スタンプラリー実施中の月末時点の状況を毎月10日及び終了後に速やかに当室までに電子メールで提出すること。
- 最終報告書については、令和9年2月14日（日）までに提出すること。
- ただし、重大なクレームや事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務実施に当たり、関連法令等を遵守すること。
- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、担当職員との連絡を密にして業務に当たるものとする。
- (3) 業務の進捗状況については、定期的に共有するものとする。
- (4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員と協議するものとする。
- (7) 途中で事業内容を変更する場合は、本市職員と受託者が協議のうえ、変更することとする。
- (8) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。